



“自立への挑戦”はいまー！

南国市は、地方拠点都市と健康文化都市の二つの指定を受けました。大町行治市長は今年を「自立をかけた挑戦への正念堂の年」と位置づけています。そこで、今月号から十三回シリーズで「自立への挑戦はいま」と題して掲載します。
今回は「地方拠点都市法のあるまじし」です。

若者に魅力のある職場

▼ 南国市は、昨年二月八日に地方拠点都市地域の指定を受けましたが、この法律はどんな目的のものですか。

法律の正しい名称は「地方拠点都市地域の整備、及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律」という長い名称です。「名に体を表す」といいますが、二つの目的からなっています。その一つは、都市機能の増進や居住環境の整備をすること。二つ目は産業業務施設を大都市圏から地方へ移そうということです。

▼ 大都市圏に政治・経済・文化・情報などが一極集中していますね。それを地方に分散するわけですか。

「地方の時代」とか、「地方分権」とかいわれますが、高速道路や空港、新幹線など高速度交通機関の整備で、時間距離が短くなりました。また、情報・通信ネットワーク



の発達で、地方を感じない時代になってきています。そこで大都市圏に集中している事務所や営業所、試験研究機関などの本社・支社・営業所を地方の第二、第三の都市に移そうというわけです。

▼ 産業業務施設と都市機能や居住環境との関係は、どうなんですか。

人口の大都市一極集中で、若者が地方にいなくなり、高齢化が進んでいます。若者の定住のためには「魅力のある職場」が必要です。そして、単に働く場があるだけでなく、「ゆとりのある住み家」、快適な居住環境が必要で、それともう一つ欠かせないのが「にぎわいのあるまちづくり」です。都市機能を整備していくことが大切になります。

▼ それだけでは、若者に魅力のあるまち、とはいえないのではいでしょうか。

モノの時代からココロの時代へ社会は変わってきています。「自分を高める学びがあ

る」一共に楽しむ遊び場がある」ことも必要です。これらをまとめて「職・住・遊・学」の総合的な整備をしていこうとしているわけです。

▼ そのためには、タテ割り行政ではむづかしいですね。この法律の特徴は、六省庁（建設・通産・農水・自治・郵政の各省と国土庁）が共同して「基本方針」を決め、市町村が共同して「基本構想・基本計画」をつくり、県知事が「指定・承認」という仕組みなんです。都道府県の人口や面積などに応じて、一都道府県当たり一か所、または二か所を限度にして指定されます。

▼ 従来の地域振興立法や多極分散法が県を指定していたのと異なり、県が市町村を指定し、国が支援するという仕組みなんですか。

そうですね。「地域の創意と

行政の支援措置

▼ 従来は、地方単独事業への地方債・地方交付税の支援、ソフト事業への地方交付税支援ふるさと融資の活用、建設省は貸付要件や採択要件を緩和して各種事業の優先採択、無利子など低利融資などがあります。

工夫を生かして地方の自立的成長を図る」ことを主眼としています。そして、「地方の成長をけん引し、地方定住の核となるような地方拠点都市をつくる」ことが目的です。

▼ この指定を受けると行政や財政面で、どんなメリットがあるわけですか。

国土庁を窓口には、各省庁がそれぞれメニューを持っています。まず、行政面では基本計画をつくる経費や研修会、調査費への助成、県などが市町村へ事務委託や職員の派遣農地法や開発許可手続きの特例などがあります。

財政面では、オフィス・アルカディア（通産省）では地域振興整備公団による団地造成・分譲、中核施設への出資などのほか、調査費助成、N

IT無利子融資、郵政省の通信、放送機構の場合も同じような支援があります。自治省

は一定の地方単独事業への地方債・地方交付税の支援、ソフト事業への地方交付税支援ふるさと融資の活用、建設省は貸付要件や採択要件を緩和して各種事業の優先採択、無利子など低利融資などがあります。

▼ 民間活力を導入するための税金なども優遇されるわけですか。

税金では、オフィス・アルカディアでは特別償却や特別土地保有税などの特例、また拠点地区内の教養文化施設なども含めて、固定資産税・不動産取得税の不均一課税、市

には減額補てん措置、市街地整備や土地区画整理事業での税控除や不動産取得税、特別土地保有税の非課税などがあります。

（次回は基本計画の内容を掲載します）

地方拠点都市法のあらまし